

相続手続きマニュアル

1.死亡日～翌日

	書類内容	部数	理由	コメント
1	死亡診断書	10通	死亡届、死亡保険金の請求、火葬許可証申請 預金・有価証券の名義変更等に必要？	用紙は病院に用意。 死亡診断書の用紙の左半分は「死亡届」用紙となっている。 除籍謄本などでOKなのでは？
2	死亡届	1通		遺族などが7日以内に死亡診断書と「死亡届」を(死亡地、死亡者の本籍地、届出人の所在地)の市区町村役場に提出。 事前に届出人の印鑑等届出に必要なものを市区町村役場に確認。 (市区町村によって必要な書類が多少異なることがあるため？)
3	火(埋)葬許可証	1通	死亡届が提出されないと火葬許可証が発行されない よって死亡後翌日までには提出した方が良い。 火葬場に提出。 提出後に火葬管理人が必要事項を記入。 ↓ 納骨時、埋葬許可証として使用	火(埋)葬許可証は市区町村役場が発行する。 死亡届と同時に「火葬許可申請」をして、火葬許可証を交付してもらう。

1～3に関しては、実務上は葬儀社が代行してくれることが多い。

II. 葬儀費用等補助制度

制度	内容・手続き	コメント
1 国民健康保険の葬祭費	国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った人には、葬祭費が支給される。 提出書類（市区町村の保険年金課で確認） ①国民健康保険証 ②葬儀の領収書 ③葬祭執行者名義（喪主）の銀行口座と印鑑 ④死亡診断書、埋葬許可証または火葬許可証 （必要書類は自治体によって異なる）	請求先は住所地の市区町村役場の保険年金課
2 健康保険の埋葬料・家族埋葬料	健康保険に加入している本人が亡くなった場合には埋葬料が、扶養家族が亡くなった時は家族埋葬料が支給される。 ①死亡診断書、死亡検案書または検死調書の写し、埋葬許可証または火葬許可証、事業主の証明書のいずれか一つ ②請求者が死亡者と内縁関係にあった場合は生計維持を証明する書類 ③死亡の原因が第三者による場合は第三者の行為による傷病届 ④印鑑（みとめ印で可） ⑤埋葬料支給申請書	請求先は、勤務先（健康保険組合）または協会けんぽの都道府県支部。 埋葬料、家族埋葬料とも5万円。
3 労災保険の葬祭料（葬祭給付）	労働者が業務災害または通勤災害により死亡した場合に支給。 ①死亡診断書、死亡検案書または検死調書の写し ②印鑑（みとめ印で可） ③葬祭料請求所または葬祭給付請求書 ④除籍謄本 ⑤住民票除票（亡くなった方の名前の記載のあるもの）	通常、遺族（補償）年金とセットで、葬祭料（葬祭給付）が葬祭を行う者に支給される。 315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（最低保障・60日分）

III-1各種手続きと必要書類(概要)

1)年金

年金の種類	給付	申請期限	必要書類					実印
国民年金	遺族基礎年金受取	5年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 死亡診断書	<input type="checkbox"/> 死亡者の年金手帳(証書)	不要
	寡婦年金受取	5年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本		<input type="checkbox"/> 死亡者の年金手帳(証書)	不要
	死亡一時金受取	2年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本		<input type="checkbox"/> 死亡者の年金手帳	不要
厚生年金	遺族厚生年金受取	5年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 死亡診断書	<input type="checkbox"/> 死亡者の年金手帳(証書)	不要
共済年金	遺族共済年金受取	5年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 死亡診断書	<input type="checkbox"/> 死亡者の年金手帳(証書)	不要

2)保険

保険の種類	給付	申請期限	必要書類				実印	
生命保険	保険金	3年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (保険金受取人)	<input type="checkbox"/> 住民票 (被保険者)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (保険金受取人)	<input type="checkbox"/> 除籍抄本 (被保険者)	要
			<input type="checkbox"/> 死亡診断書	<input type="checkbox"/> 保険証書	<input type="checkbox"/> 最終の支払保険の領収書			
簡易保険	保険金	5年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 死亡診断書	<input type="checkbox"/> 保険証書	不要	

3)銀行貯金、郵便貯金、投資信託、不動産、有価証券、自動車

種類	手続き	申請期限	必要書類					実印
銀行預金 郵便貯金 投資信託	名義変更	-	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (相続人全員)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 除籍謄本	<input type="checkbox"/> 金融機関所定の相続届	要
			<input type="checkbox"/> 預貯金証書等					
不動産	名義変更	-	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (相続人全員)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 除籍謄本	<input type="checkbox"/> 住民票	要
			<input type="checkbox"/> 取得者の住民票		<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳登録証明書		(<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書または 遺言書)	
株式 社債 国債	名義変更	-	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (相続人全員)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 除籍謄本	<input type="checkbox"/> 株主票	要
			<input type="checkbox"/> 名義書換請求書			<input type="checkbox"/> 株券	<input type="checkbox"/> 国債(等)	
自動車	名義変更	-	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (相続人全員)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 除籍謄本	<input type="checkbox"/> 住民票	要
			<input type="checkbox"/> 移転登録申請書		<input type="checkbox"/> 自動車検査証			

III-2 各種手続きの内容説明

1.年金（詳細要確認⇒社会保険労務士）

1)国民年金のみに加入していた場合

遺族基礎年金～国民年金に加入していた人が亡くなった場合に、故人の妻とその子に支給される。

受給資格：18歳年度末まで(障害者は20歳未満)の子がいる妻

18歳年度末まで(障害者は20歳未満)の子

請求先：住所地の市区町村役場の国民年金課

寡婦年金～国民年金に原則として25年以上加入していた夫が年金を受けずに亡くなった場合にその妻に支給される。

受給資格：10年以上婚姻関係にあり、夫の死亡時に生活維持されていた妻

受給期間：60歳から65歳までの6年間

請求先：住所地の市区町村役場の国民年金課

死亡一時金～国民年金に3年以上加入している人が年金を受け取らずに亡くなり、遺族基礎年金が受給できない場合に一時金で支給される。

請求先：住所地の市区町村役場の国民年金課

※死亡一時金と寡婦年金を同時に受給できる人は、いずれか一つを選択

2)厚生年金に加入していた場合

遺族厚生年金～厚生年金保険に加入中などの人が亡くなった場合に、生計を維持されていた配偶者、子などに支給される年金。

受給資格：①妻・55歳以上の夫・18歳年度末まで(障害者の場合は20歳未満)の子

②55歳以上の父母

③18歳年度末まで(障害者の場合は20歳未満)の孫

④55歳以上の祖父母

尚、18歳年度末まで(障害者は20歳未満)の子がいる妻か、18歳年度末まで(障害者は20歳未満)の子には、遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方が支給される。

請求先：(在職中に亡くなった場合) 勤務先を管轄する年金事務所

(退職後に亡くなった場合) 住所地を管轄する年金事務所

2. 生命保険⇒保険証券、保険契約書などを熟読のこと

留意事項～保険開始日より2年以内の死亡には(災害による死亡を除く)、保険会社指定の死亡診断書を求められる場合がある。

保険の種類によっても提出すべき書類が異なる。保険会社に詳細を確認。

3. 銀行貯金、郵便貯金、投資信託、不動産、有価証券、自動車

預貯金：別紙参照。基本的には各金融機関に確認

株・投資信託：別紙参照。基本的には証券会社に確認

不動産：固定資産税納付書参照。

手続きは以下の通り⇒譲渡を受ける相手のいない所有権移転登記なので難しくない。司法書士に頼まなくてもできる。

①遺産分割協議の終了・遺言書の開示

②登記に必要な書類の収集

③登記申請書の作成

④登記の申請

} 司法書士

※故人が1人で財産を管理していた場合、相続財産の調査は、非常に難しくなる。信託銀行などが行っている遺産整理業務などのサービスを利用することを考える。市町村役場で固定資産課税台帳を調査したり、その不動産を管轄する法務局で不動産登記簿謄本を取得するなりして調査を行う。

IV-1.税金関係手続

手続の種類	手続	申請期限	必要書類				実印
1 所得税の準確定申告	申告・納付	4か月	<input type="checkbox"/> 印鑑				不要
2 相続税の申告	申告・納付	10か月	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書 (相続人全員)	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (相続人全員)	<input type="checkbox"/> 被相続人の履歴書	不要
			<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写し		<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書		
			<input type="checkbox"/> 遺言書(ある場合)写し		<input type="checkbox"/> 預貯金等の残高証明書		
3 医療費控除による 税金の還付	還付	5年	<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 保険証書	<input type="checkbox"/> その年の源泉徴収票		不要
			<input type="checkbox"/> 支出を証明する領収書				

IV-2.税金関係手続解説

1. 所得税の準確定申告⇒詳細は税理士に相談

1) 所得税の準確定申告が必要な場合

故人が

- ①2か所以上から給与を受けていた場合
- ②給与収入が2,000万円を超えていた場合
- ③給与所得や退職所得以外の所得(たとえば不動産賃貸収入があるなど)が合計で20万円以上あった場合
- ④医療費控除の対象となる高額な医療費を支払っていた場合
- ⑤同族会社の役員や親戚などで、給与のほかに貸付金の利子、家賃などを受け取っていた場合

2) 方法

- ①相続人が故人に代わって、1月1日から故人の死亡日までの所得を、相続を知った日から4か月以内に確定申告しなければならない。
- ②確定申告は居住地もしくは事業所所轄の税務署で行う。
- ③1月1日から3月15日までに死亡した場合、前年分の所得税の確定申告もしなければならない。

期限は同じく相続を知った翌日から4か月以内。

この確定申告によって、故人の所得税が決まる。この所得税を負担するのは相続人になる。負担額はその相続人の相続財産から債務として控除される。

3) 注意事項

- ①確定申告をしなければならない人が、翌年の1月1日から確定申告期限(原則として翌年3月15日)までの間に確定申告をしないで死亡した場合、確定申告の期限は、前年分、本年分とも相続を知った翌日から4か月以内。
- ②相続人が2人以上いる場合
相続人が2人以上いる場合は、各相続人が連署により準確定申告を提出することになる。ただし他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできる。この場合には、他の相続人に申告した内容を通知しなければならない。
- ③準確定申告における所得控除の適用
 - i)医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに支払った額。死亡したときに入院していて、その入院費を死亡後に支払っても含めることはできない。
 - ii)社会保険料、生命保険料、損害保険料控除の対象となるのは、死亡の日までに支払った額
 - iii)配偶者控除や扶養控除に該当するかの判定は、死亡の日の現状による。

2 相続税

1) 相続税を申告しなければならない場合

- ①課税される財産額 - 基礎控除額 = 課税遺産総額
- ②基礎控除=5,000万円 + 法定相続人1人当たり1,000万円
- ③課税遺産総額が基礎控除額を超える場合に相続税の申告をしなければならない。

2) 相続税の納付

- ①相続税は申告後すぐに納付
- ②全額を1回で納付。納付期限は申告期限と同じ。⇒相続開始から10カ月以内
- ③納付は国庫金の納付書(銀行・郵便局・税務署のどこでも手に入る)に納税する相続人の住所、氏名、申告書提出先の税務署名を記載して、銀行、郵便局、または税務署で行う。
- ④納付は現金が原則。特例として「延納制度」、「物納制度」がある。
物納できる財産には以下のようなものがある。原則として上位順位のものがないときに初めて下位順位の財産の物納が認められる。
第一順位 国債および地方債、不動産および船舶
第二順位 社債および株式、投資信託など
第三順位 動産